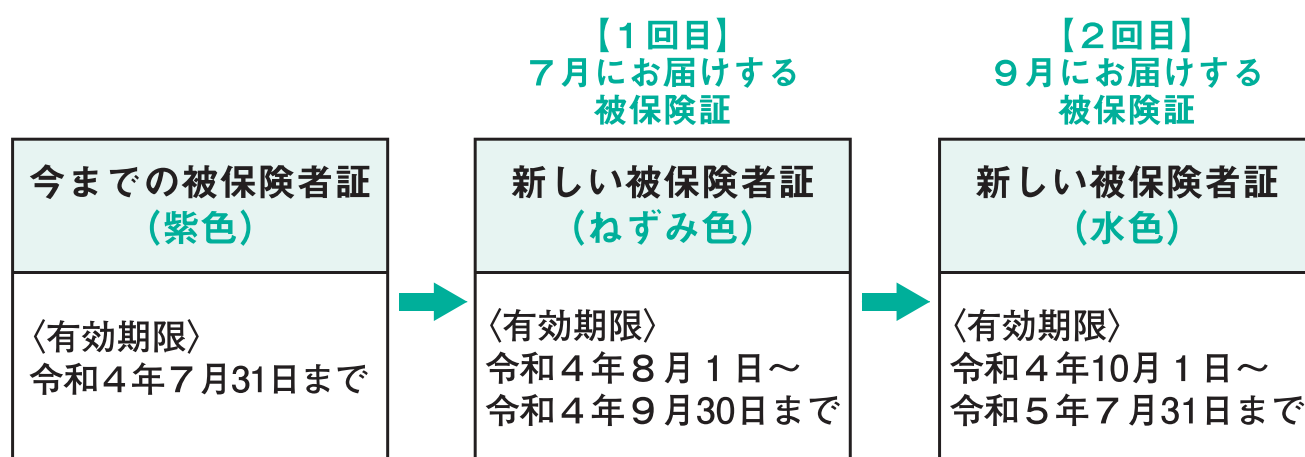


後期高齢者医療制度・被保険者証の更新について

今までお使いいただいた被保険者証が**8月1日(月)**より新しくなり、7月末までに加入者へ送付されます。昨年度と所得区分が同じ方には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」も7月に被保険者証と一緒にお届けします。

また、10月1日(土)から、後期高齢者医療制度の医療費の窓口における自己負担割合に、これまでの「3割」と「1割」に加え、**新たに「2割」**が新設されます。

これに伴い、令和4年度は、後期高齢者医療に加入されている全ての方に、被保険者証の更新が2回行われます。お手順をお掛けいたしますが、2回の被保険者証の受け取りにご協力をお願いします。



◎後期高齢者医療の保険料額決定通知書が7月中に届きます

令和4年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。保険料のお支払い方法は、次のとおりとなります。

- ・特別徴収(年金からの納付)
- ・普通徴収(口座振替または納付書での納付)

特別徴収の対象とならない方の保険料は、口座振替または納付書で納めていただくことになっておりますが、納め忘れがなく、納付の手間も省けるため、便利で安心な口座振替がおすすめです。

福祉医療制度・福祉医療費受給者証の更新について

福祉医療制度とは、健康保険を使用し医療機関を受診した際に、自己負担しなければならない費用(一部負担金)を公費で負担するものです。

○8月1日(月)より受給者証が新しくなります！

現在使用されている福祉医療費受給者証は有効期限が7月31日(日)までとなっています。

更新対象者には更新後の受給者証を7月下旬までに郵送いたしますので、8月以降に医療機関等を受診される際には必ず新しい受給者証を窓口に提示してください。

なお、所得審査などにより非該当になる方には別に通知いたします。

○次の方は更新対象者ではありません。現在の受給者証を8月以降も使用できます。

- ・㊸重度心身障害者(児)の該当者で白色、㊹重度心身障害者(高齢)の該当者でピンク色の受給者証の方
- ・高校生世代の方